

議案第 2 号

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

政策調整監の職の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため提案する。

## 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

等級	基準となる職務
1級	主事等又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等又は技師の職務
3級	主査等の職務
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査等の職務
5級	統括班長、班長、所長の職務
6級	会計管理者、課長、主幹の職務
7級	部長、議会事務局の局長、参事の職務

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。